

枚方市デイサービス連絡協議会 会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、枚方市デイサービス連絡協議会と称する。所在地については、会長が所属する事業所内に設置するものとする。

(目的)

第2条 本会は、デイサービスの運営に関し、利用者様や家族様に満足いただけるようにより良いサービス提供を目指し、枚方市の高齢者福祉の向上に寄与する。
本会は、各関連機関との情報交換及び連絡の窓口となり、また職員の意識向上や、より良い就業環境を確立する一助とし機能する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
会員同士の交流・情報交換
各関連機関との交流・情報交換
デイサービス運営に関する調査研究
研修・講義等の開催
その他、会の目的達成のために必要な事業
会員への情報提供（ホームページ・各種案内等）

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する枚方市在住の利用者が属するデイサービス事業所により、組織される。

(入会)

第5条 本会への入会は、所定の手続きを締結し、会員とする。

(退会)

第6条 入会年度中、本会や会員の名誉を著しく傷付け、又は本会の目的に反する行為等がみられた場合、その会員に弁明機会を与え、役員会で決議されたとき。

(役員)

第7条 本会に次の役員を配置する。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
会計	1名
監事	2名
事務局	若干名

役員は総会において会員の中から選出する。役員任期は単年度とする。
役員再任は認める。原則として役員は一つの事業所に重任しないように選出する。

(職務)

第8条 本会の役員職務は次の通りとする。

会長は、会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合にはその職務を代行する。

監事は、本議会や会計を監査する。

会計は、本会の会計事務を務める。

事務局は、本会の庶務や各役員補助を務める。

(顧問)

第9条 本会の顧問は枚方市役所長寿社会部とし、運営に協力し、発展に寄与する。

顧問は、役員会に出席する。

(総会)

第10条 総会は、会員（役員・顧問も含む）をもって構成し、毎年1回会長が召集する。
ただし役員半数以上が必要と認めるときには、臨時総会を開会する。総会は、特別な理由がない限り毎年4月に開会する。総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする。総会に欠席する会員は、委任状提出をもって参加数に加算する。

(総会内容)

第11条 総会の審議内容は次の通りとする。

- ・本年度、事業報告及び決算・次年度、事業計画及び予算・次年度役員選任
- ・会則の変更・その他議長が付議した事項。

(役員会)

第 12 条 役員会は、枚方市デイサービス連絡協議会が開催される内容に従い、定期開会する。役員半数以上の出席がない場合には流会とする。本会の役員であることを自覚し、高質な協議会を目指し、建設的で活発な会議を実行する。役員会は、必要に応じて開会する。役員会の議長は会長が務める。

(議決)

第 13 条 総会・役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合においては、顧問の意見を取り入れ議長が決定する。議決数の確認単位は法人ごとに一票とする。

(会費)

第 14 条 本会の会費は法人単位の徴収による。全事業所一律（顧問を除く）年 5,000 円とする。会計年度途中の加入においても、一律年会費の徴収を行う。会計年度途中の退会においては、返金義務を負わない。

(会計)

第 15 条 本会の経費は以下のもので運営する。・会費・その他収入

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日とする。

(その他必要事項)

第 17 条 その他本会に必要な事項は、会則以外において役員会により決定し、会員に報告するものとし、別にこれを定めることができる。

- 付則 この規定は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 平成 20 年 4 月 18 日 会計役員 2 名より 1 名に変更。
- 平成 23 年 4 月 22 日 第 10 条 総会の議長は、役員以外の会員から選出するを削除。
- 第 12 条 役員会の議長は副会長が務めるを会長に変更。
- 平成 23 年 5 月 18 日 第 13 条 議決数の確認単位は事業所ごとに一票とするを法人ごとに変更。
- 平成 25 年 4 月 26 日 第 7 条 役員は一つの事業所に重任しないように選出する。を『原則』に変更。
- 平成 27 年 4 月 24 日 新旧対照表を参照

新旧対照表

変更年月日	条項	旧会則	新会則
平成 27 年 4 月 24 日	第 6 条 (退会)	退会届が提出されたとき。 会費の滞納が 1 年以上にわたるとき。	左記の二文を削除。 ※年度毎に入金頂き確認が出来た時点で入会となる為

- 平成 29 年 4 月 20 日 第 7 条 副会長 2 名より 1 名に変更。
- 第 12 条 「月に 1 回の開会を基本」を「必要に応じて開会」に変更。
- 第 14 条 年会費 1 法人当り年 10,000 円より 5,000 円に変更。
- 平成 31 年 4 月 26 日 第 3 条 会報紙の発行を会員への情報提供（ホームページ・各種案内等）に変更
- 第 4 条 「枚方市内のデイサービス事業所により組織される」を「枚方市在住の利用者が属するデイサービス事業所により組織される」に変更。
- 第 7 条 役員の配置に事務局長 1 名を追加